

# 宇部市公共下水道芝中ポンプ場再構築事業

## 募集要項

令和6年6月28日

宇部市土木建設部

## 目 次

第 1	本書の位置付け	1
第 2	事業概要	1
1	事業名称	1
2	公共施設等の管理者	1
3	事業の対象施設	1
4	事業の背景・目的	2
5	事業方式	3
6	事業の対象となる施設等	3
7	事業概要	5
8	事業期間	5
9	事業者の収入	6
第 3	民間事業者の募集及び選定に関する事項	6
1	募集及び選定の方法	6
2	提案価格の上限額	6
3	選定スケジュール	6
4	応募者の参加資格要件	6
5	公募手続き等	9
6	優先交渉権者及び次点交渉権者の決定方法等	13
7	優先交渉権者選定後の手続き	14
第 4	その他事業の実施に関し必要な事項	14
1	事業の継続が困難となった場合の措置	14
2	情報公開及び情報提供	15

## 第1 本書の位置付け

宇部市公共下水道芝中ポンプ場再構築事業募集要項（以下「募集要項」という。）は、宇部市（以下「市」という。）が、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づく調達手続きを参考に、特定事業として選定した「宇部市公共下水道芝中ポンプ場再構築事業」（以下「本事業」という。）について、募集条件を定めたものである。

募集要項に添付されている、宇部市公共下水道芝中ポンプ場再構築事業要求水準書（案）（以下「要求水準書（案）」という。）、宇部市公共下水道芝中ポンプ場再構築事業優先交渉権者選定基準（以下「優先交渉権者選定基準」という。）、宇部市公共下水道芝中ポンプ場再構築事業建設工事請負契約書（案）（以下「建設工事請負契約書（案）」という。）は一体のもの（以下、募集要項、要求水準書（案）、優先交渉権者選定基準、建設工事請負契約書（案）及びその他の関連資料を総称して「募集要項等」という。）であり、募集要項等全体で募集条件を規定している。

なお、募集要項等と実施方針及び実施方針・要求水準書（案）に関する質問・回答に相違のある場合は、募集要項等の規定内容を優先するものとする。

## 第2 事業概要

### 1 事業名称

宇部市公共下水道芝中ポンプ場再構築事業

### 2 公共施設等の管理者

宇部市長 篠崎 圭二

### 3 事業の対象施設

本事業の対象となる施設は、以下のとおりである。

#### ア 東部浄化センター

- ① 合流・分流汚水ポンプ棟（水処理施設までの圧送管を含む）
- ② 1・2系最初沈殿池（撤去工事の対象）
- ③ 洗砂設備（既設撤去を含む）
- ④ 汚泥ポンプ室（工作室を除く）、塩素混和池、処理水再利用施設（撤去工事の対象）

#### イ 芝中ポンプ場

- ① 合流雨水ポンプ設備等（雨水ポンプ設備、スクリーンかす設備、雨水吐越流堰）
- ② 電気棟（受変電設備、自家発電設備、負荷設備、監視制御設備等を含む）

#### ウ 芝中ポンプ場から東部浄化センターへの送水管（自然流下管）

- ① 合流汚水幹線
- ② 分流汚水幹線

#### 4 事業の背景・目的

宇部市の下水道の歴史は、明治の終わりごろの簡易下水道工事着手まで遡り、戦後は戦災復興事業と併せて、市街地の中心部を流れる真締川を境として東西の処理区に分割し、処理場 2 箇所を含む約 479 ヘクタールの合流式下水道計画を樹立して昭和 23 年に事業認可を受け事業に着手し、西部処理区は昭和 36 年（1961 年）5 月に、東部処理区は昭和 37 年（1962 年）9 月に供用開始した。

その後、分流式による事業に着手し、平成 16 年（2004 年）に新市としてスタートした宇部市の公共下水道は、東部、西部、阿知須、楠の 4 処理区からなり、現在は全体計画面積約 4,235 ヘクタールとし、そのうち事業計画面積約 4,178 ヘクタールの区域内において整備を進め、令和 6 年（2024 年）3 月 31 日現在、約 3,513 ヘクタールの整備を終えている。

宇部市全体の下水道処理人口普及率は、令和 6 年（2024 年）3 月 31 日現在で 79.4% となり、また雨水については、面積整備率 24.9% となっている。

芝中ポンプ場は、東部処理区（約 2,015 ヘクタール）の汚水全量を東部浄化センターに送水するとともに、合流区域（約 181 ヘクタール）と東芝中排水区（約 60 ヘクタール）の雨水をポンプ排水する重要な施設である。本施設は、昭和 35 年（1960 年）に合流式下水道のポンプ場として合流汚水・雨水ポンプ棟（C 棟）を稼働してから、昭和 50 年（1975 年）に分流汚水ポンプ棟（D 棟）、昭和 54 年（1979 年）に分流雨水ポンプ棟（B 棟）、平成 3 年（1991 年）に合流雨水ポンプ棟（A 棟）を順次供用開始している。

令和 5 年度末（2023 年度末）時点で合流汚水・雨水ポンプ棟（C 棟）は築 63 年、分流汚水ポンプ棟（D 棟）は築 48 年が経過し、土木・建築躯体の耐震性能の不足や老朽化が進行していることから、土木・建築躯体の建替え及び送水管の布設替えを含めた再構築を行うため、再構築費及び再構築後の維持管理費等による比較検討の結果、汚水系（合流汚水、分流汚水）ポンプ施設を対象として、東部浄化センター敷地内に再構築（建替え）を行う方針を定めたところである。

本事業は、設計・施工を民間事業者に一括発注することで、複数工種の円滑な連携等による事業の効率化や事業期間の短縮に加えて、民間事業者の創意工夫に基づく提案により、総合的なコスト削減を図るものである。

## 5 事業方式

本事業は、PFI法に基づく調達手続を参考にしたDB（Design Build）方式を用いる。

## 6 事業の対象となる施設等

### (1) 事業の対象となる施設

表 6.1 事業の対象となる施設及び業務概要

施設	主要な施設		設計・建設 業務	撤去*業務
東部浄化センター	合流・分流污水ポンプ棟		○	—
	導水管（合流污水）		○	—
	導水管（分流污水）		○	—
	1・2系最初沈殿池		—	○
	洗砂設備		○	—
	洗砂設備（既設）		—	○
	汚泥ポンプ室（工作室を除く）、塩素混和池、 処理水再利用施設		—	○
送水管	合流污水幹線		○	—
	分流污水幹線		○	—
芝中ポンプ場	合流雨水ポンプ棟（A棟） （既設）	雨水ポンプ設備	○	—
		スクリーンかす設備	○	—
		雨水吐越流堰	○	—
	電気棟（受変電設備、自家発電設備、負荷設備、 監視制御設備等を含む）		○	—

※撤去設計業務を含む。

## (2) 施設能力

表 6.2 施設能力

施設	名称	水量
合流・分流污水ポンプ棟 (新設)	東部浄化センター 合流・分流污水ポンプ棟	合流污水流入水量 18.75 m <sup>3</sup> /分
		分流污水流入水量 30.82 m <sup>3</sup> /分
送水管 (新設)	合流污水幹線	必要流下能力 0.313 m <sup>3</sup> /秒
	分流污水幹線	必要流下能力 0.514 m <sup>3</sup> /秒
合流雨水ポンプ棟 (A 棟) (既設ポンプ棟への設備 等増設)	芝中ポンプ場 合流雨水ポンプ設備 (増設)	必要排水能力 (2 台当り) 510 m <sup>3</sup> /分
	〃 スクリーンかす設備 (増設)	必要処理能力 (2 台当り) 510 m <sup>3</sup> /分
	〃 雨水吐越流堰 (増設)	必要処理能力 765 m <sup>3</sup> /分
電気棟 (新設)	芝中ポンプ場 電気棟 (合流・分流雨水ポンプ棟に対する受変電 設備、自家発電設備、負荷設備、監視制 御設備等)	対象設備の合計排水能力 1,135 m <sup>3</sup> /分 (合流雨水 765 m <sup>3</sup> /分) (分流雨水 370 m <sup>3</sup> /分)
洗砂設備 (新設)	東部浄化センター 洗砂設備	必要処理能力 12m <sup>3</sup> /日 (運転 6 時間/日)

## 7 事業概要

事業者は、以下の業務を実施するが、本業務については、市と共同企業体（設計企業及び建設企業を構成員とする共同企業体のこと。以下「建設等JV」という。）が締結した建設工事請負契約に基づいて実施する。

なお、本業務を行う上で事業者が遵守すべき制限・手続を含め、本事業における詳細な内容については、募集要項、要求水準書（案）、優先交渉権者選定基準、建設工事請負契約書（案）及びその他の関連資料（以下、「募集要項等」という。）の公表時に示す。

ア 合流・分流汚水ポンプ棟及び送水管（合流汚水幹線・分流汚水幹線）の設計・建設業務

- ① 設計業務
- ② 建設業務

イ 芝中ポンプ場合流雨水ポンプ設備等及び電気棟の設計・建設業務

- ① 設計業務
- ② 建設業務

ウ 東部浄化センター洗砂設備（既設撤去含む）の設計・建設業務

- ① 設計業務
- ② 建設業務
- ③ 施設の撤去設計業務
- ④ 施設の撤去業務

エ 東部浄化センター1・2系最初沈殿池の撤去業務（設計含む）

- ① 施設の撤去設計業務
- ② 施設の撤去業務

オ 東部浄化センター汚泥ポンプ室（工作室を除く）、塩素混和池、処理水再利用施設の撤去業務（設計含む）

- ① 施設の撤去設計業務
- ② 施設の撤去業務

## 8 事業期間

本事業期間は、建設工事請負契約が締結された後、本事業が開始された日（以下「本事業開始日」という。）から令和14年3月19日までとする。

時期・期間	内容
令和7年4月（予定） 本事業開始日から令和14年3月19日まで	本事業開始（契約締結後） 設計・建設期間 <sup>1</sup> （既設撤去を含む）

<sup>1</sup> 設計・建設期間は、供用開始（令和14年4月1日予定）まで7年間を想定しているが、事業者の提案により短縮も可能である。

## 9 事業者の収入

市は、建設等JVに対して、対象施設の設計・建設業務に係る対価（撤去設計及び撤去業務に対する対価を含む。以下同じ。）を市が指定する年度当たりの上限額の範囲内で支払うものとする。この年度ごとの支払額は、該当する年度の出来高の10分の9を超えることはできないが、施設の引渡し時には、残額をすべて支払うものとする。なお、建設に係る対価の額については、建設工事請負契約の締結から完成・引渡し（撤去含む）までの期間が長期に及ぶため、インフレスライド条項を適用する。

また、市は、下水道事業に係る国の交付金制度を活用する予定である。建設等JVは、市が国の交付金を受領できるように必要な資料の作成等の協力を行うこと。

## 第3 民間事業者の募集及び選定に関する事項

### 1 募集及び選定の方法

本事業の優先交渉権者の募集及び選定は、競争的対話方式を用いた公募型プロポーザル方式により行う。

### 2 提案価格の上限額

本事業の提案価格の上限額は次のとおりとする。なお、最低制限価格は設けない。

12,150,000,000円（税抜き）

この金額は予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すため、参考として示すものである。

### 3 選定スケジュール

事業者の募集及び選定スケジュールは、以下のとおり予定している。

表 3.3.1 事業者の募集・選定スケジュール（予定）

時期	内容
令和6年6月下旬	募集要項等の公表
令和6年8月14日～8月26日	参加表明書、資格審査書類の受付期間
令和6年9月上旬	資格審査結果の通知
令和6年9月11日～10月23日	競争的対話の期間
令和6年10月下旬	競争的対話の終了宣言（公表）
令和7年1月8日	提案書の提出期限
令和7年2月中旬	優先交渉権者の選定
令和7年3月下旬	建設工事請負契約の締結
令和7年4月1日	本事業開始

## 4 応募者の参加資格要件

### (1) 応募者等の構成

① 応募者は、複数の企業によって構成される建設等JVとする。

- ② 応募者は、建設等 J V を構成する企業の名称及びそれらの者が本事業の遂行上果たす役割等を明らかにするものとする。
- ③ 建設等 J V から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定めるとともに、当該代表企業が応募手続を行うこととする。
- ④ 建設等 J V 構成員は、他の応募者の構成員として重複参加できないものとする。
- ⑤ 建設等 J V 構成員 2 社が、それぞれ、次のいずれかの関係に該当する場合は、それぞれの 2 社は、別の建設等 J V 構成員として参加することはできないものとする。

#### ア 資本関係

以下のいずれかに該当する 2 社の場合

ただし、子会社（会社法第 2 条第 3 号の規定による子会社をいう。以下同じ）又は子会社の一方が会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

（ア）親会社（会社法第 2 条第 4 号の規定による親会社をいう。以下同じ）と子会社の関係にある場合

（イ）親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

#### イ 人的関係

以下のいずれかに該当する 2 社の場合

ただし、（ア）については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

（ア）一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

（イ）一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第 6 7 条第 1 項又は民事再生法第 6 4 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

#### ウ 以下のいずれかに該当する 2 社の場合

（ア）一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が夫婦、親子の関係である場合

（イ）一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が血族の兄弟姉妹の関係である場合で、かつ本店又は受任者を設けている場合は、その支店（営業所を含む）の所在地が、同一場所である場合

（ウ）一方の会社の電話・ファクシミリ・メールアドレス等の連絡先が、他方の会社と同一である場合

（エ）一方の会社の本市応募に関わる営業活動に携わる者が、他方の会社と同一である場合

#### エ その他事業者選定の適正さが阻害されると認められる場合

- ⑥ 資格審査書類の受付開始日以降、代表企業及び建設等 J V 構成員の変更は認めない。ただし、建設等 J V 構成員を変更せざるを得ないやむを得ない事情が生じた場合は、市と協議するものとし、市がその事情を検討の上、変更を認めた場合はこの限りではない。また、第 3\_4（2）⑩に示す少なくとも 3 社については、変更せざるを得ない事情が生じた場合には、参加資格要件を満たす建設等 J V 構成員を補充し、市が参加資格等を確認し、変更を認める。
- ⑦ 資格審査書類の受付開始日以降、建設等 J V 構成員が第 3\_4（2）の参加資格要件を、又は建設等 J V 構成員が同（3）の参加資格要件を満たさなくなった場合、市に速やかに通知しなければならない。

## (2) 建設等JV構成員に共通の参加資格

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② PFI法第9条に定めのある、特定事業を実施する事業者の欠格事由に該当しない者であること。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続の開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の開始の申立てがなされていない者であること。
- ④ 資格審査書類の提出期限の日から優先交渉権者の選定の時までの期間に、宇部市建設工事等の請負契約に係る指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- ⑤ 市が発注した本事業のアドバイザー業務を受託した株式会社NJS及び当該業務において上記の者と提携関係にある者（西村あさひ法律事務所・外国法共同事業（東京都千代田区 代表弁護士：山本輝幸））並びにこれらの者と資本面もしくは人事面において関連がない者であること。
- ⑥ 事業者選定委員会の委員が属する企業又は当該企業と資本面もしくは人事面等において一定の関連のある者でないこと。
- ⑦ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役もしくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体に該当しない者であること。
- ⑧ 建設等JV構成員のすべてが、法人税、消費税及び地方消費税の未納がない者であること。
- ⑨ 建設等JV構成員のすべてが、宇部市税、山口県税に係る徴収金を完納していること。宇部市及び山口県に納税義務を有しない者にあつては、本店又は主たる営業所の所在地における市町村税（都税・特別区税）及び道府県税（都税）を滞納していない者であること。
- ⑩ 建設等JV構成員のすべてが、雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金保険（以下「社会保険」という。）に事業主として加入していること。ただし、各保険について法令で適用が除外されている場合を除く。
- ⑪ 建設等JV構成員の少なくとも3社は、宇部市内に本店が所在する法人であること。ただし、この宇部市内に本店が所在する法人は、資格審査書類の受付開始日の時点で会社設立後3年以上を経過していることが必要である。
- ⑫ 上記⑤及び⑥に定める者を本事業の応募に関連するアドバイザーに起用していないこと。

## (3) 建設等JV構成員の分野別参加資格

応募者は少なくとも「設計企業」、「建設企業」で構成されるものとし、各企業は建設等JV構成員として、資格審査書類の受付開始日において、担当する業務について以下の参加資格

要件を満たすことを必要とする。

① 設計企業

設計企業は、次のアからイまでの要件を満たしていること。複数の設計企業で業務を分担する場合は、アについては全ての設計業務を担当する構成員が満たすものとする。イの要件については、各設計業務を担当する構成員のうち少なくとも1社が満たすことで足りる。

ア 「令和5・6年度宇部市入札参加資格」における「建設コンサルタント業務」の認定を受けていること。

イ 建築士法第23条の規定による一級建築士事務所として登録を受けており、一級建築士を有すること。

② 建設企業

建設企業は、次のアからイまでの要件を満たしていること。複数の建設企業で業務を分担する場合は、建設業務を担当する全ての企業はア及びイの要件を満たすものとする。

ア 建設業法別表第1の上欄に掲げる建設工事の種類のうち、本事業において担当する工事の種類（土木一式工事、建築一式工事、電気工事、機械器具設置工事）について、同法に基づく特定建設業の許可を受けていること。

イ アに示す、本事業において担当する工事の種類について、「令和5・6年度宇部市入札参加資格」の認定を受けていること。

5 公募手続き等

(1) 参加表明書及び参加資格確認申請書の受付

本プロポーザルに参加を希望する者は、参加表明書及び参加資格確認申請書を提出し参加資格の確認を受けること。なお、当該申請受付期限までに参加表明書及び参加資格確認申請書を提出しない者並びに参加資格がないとされた者は本プロポーザルに参加することはできない。

ア 参加表明書及び参加資格確認申請書の受付

(ア) 受付期間

令和6年8月14日（水）から令和6年8月26日（月）午後5時（必着）まで

(イ) 提出先

宇部市土木建設部 下水道経営課

〒755-0027 山口県宇部市港町一丁目11番30号

(ウ) 提出方法

参加表明書及び参加資格確認申請書は、上記提出先へ持参または郵送により提出すること。E-mail等による申請は受け付けない。なお、持参の場合は、受付期間中の土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）に規定する休日を除く日の午前8時30分から午後5時までに持参すること。また、郵送の場合は、令和6年8月26日（月）午後5時必着とし、「宇部市公共下水道芝中ポンプ場再構築事業プロポーザル関係書類在中」と朱書きの上、書留により送付すること。

イ 参加表明書及び参加資格確認申請書の作成

参加表明書及び参加資格確認申請書は、以下の様式に従い作成すること。様式4～7は、正

本1部・副本1部を作成すること。なお、様式6～7は、複数の企業で当該業務を実施する場合には各企業別に作成すること。提出に当たっては様式4～7（添付書類等含む）を簡易ファイル綴じとして提出すること。

《提出様式》

- 様式4（参加表明書）
- 様式5（参加資格確認書）
- 様式6（建設等JV構成員一覧表）
- 様式7（委任状）

ウ 参加資格確認の通知

市は、参加表明書及び参加資格確認申請書を提出した者に対して、参加資格確認通知を令和6年9月2日（月）までに発送する。なお、この時本事業に関する提案内容を記載した審査資料（以下「提案書類」という。）提出時に使用する応募者記号を併せて通知する。

エ 参加資格がないとされた場合の取扱い

参加資格がないと通知された者は、参加資格がないと判断された理由について、市に説明を求めることができる。その場合、令和6年9月6日（金）午後5時（必着）までに書面により上記提出先まで申し出ること（様式自由）。回答は文書により行い、令和6年9月10日（火）までに発送する。

オ その他

- (ア) 参加表明書及び参加資格確認申請書の作成及び提出に要する費用は、全て応募者の負担とする。
- (イ) 市は、提出された参加表明書等を参加資格の確認以外に無断で使用しない。

(2) プロポーザル参加の辞退

参加表明書等の提出以後、プロポーザル参加を辞退する場合は、様式8を提案書提出日までに宇部市土木建設部下水道経営課に持参、または郵便もしくは信書便（提案書提出日の前日までに到着するものに限る。）により提出すること。なお、参加資格があると通知された者が、提案書類を期限までに提出しない場合は、辞退したものとみなす。

《提出様式》

- 様式8（参加辞退届）

(3) 提案書類提出日時等

参加資格確認通知により、参加資格があるとされた者は、提案書類を次の方法により提出すること。

## ア 提案書類の提出

### (ア) 日時

令和7年1月8日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日法に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までの間とする。

### (イ) 場所

宇部市土木建設部 下水道経営課

〒755-0027 山口県宇部市港町一丁目11番30号

※提案書類は持参により提出すること。また、提案書類の提出に際しては、参加資格確認通知の写しを持参すること。

## イ 提案書類の作成方法

(ア) 提案書類は様式集に記載する方法に従い作成すること。

(イ) 提出部数は、正本1部・副本18部とし、副本は企業名やマーク等、企業が確認できる表示は不可とする。

(ウ) 施設計画図面集については、A4版（観音製本）とし、その他の様式はA4版の簡易ファイル綴じとする。

(エ) すべての提案書類について、電子データ（CD-R）を併せて提出すること。なお、データ保存方式は様式集に記載する方法とする。

(オ) エクセルデータについては、必ず計算式等を残したファイル（様式以外のシートに計算式がリンクする場合には、当該シートも含む）とするよう留意すること。

### 《提出様式》

様式Ⅰ-1（技術提案書表紙）から様式Ⅲ-2（見積書（別添様式含む））までの各様式

## ウ 提案書類提出に当たっての留意事項

### (ア) 募集要項等の承諾

提案書類を提出した応募者は、募集要項等の記載内容を承諾したものとみなす。

### (イ) 費用負担

提案書類の作成及び提出等の応募に要する費用は、全て応募者の負担とする。

### (ウ) 公正な公募プロポーザルの確保

応募者を構成する企業は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。なお、後日、不正な行為が判明した場合には、市は、契約の解除等の措置をとることがある。詳細については、建設工事請負契約書（案）を参照すること。

### (エ) 事業に関する提案内容を記載した審査資料の取扱い

#### a. 著作権

市が提示した募集要項等またはその他の参考図書等の著作権は市に帰属する。また、提案資料の著作権は応募者に帰属する。なお、本事業の事業者選定結果に関する公表その他市が必要と認めるときは、市は事業者の提案資料の全部または一部を無償で使用できるものとする。

b. 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権及び商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負う。

c. 市が提示した参考図書等の取扱い

市が提示する募集要項等またはその他の参考図書等は、本プロポーザルに係る検討以外の目的で使用することはできない。

d. 複数提案の禁止

応募者は、1つの提案しか行うことができない。

e. 提案書類の変更禁止

提案書類の変更はできない。

(オ) 使用言語、単位及び時刻

本プロポーザルに関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(カ) 契約保証金

事業者は、建設工事請負契約金額の100分の10以上を契約保証金として納付するものとする。

ただし、いずれの保証金についても、事業者は、宇部市財務規則第98条第2項各号に掲げる担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、同規則第99条各号に該当する場合には、委託者は、契約保証金の全部又は一部を納付させないことができる。

(キ) 保険

工事を適正に遂行するにあたり、建設工事保険、組立保険または土木工事保険、第三者賠償責任保険、火災保険及び労災保険等に参加すること（詳細については、建設工事請負契約書（案）に記載する。）。

(ク) 提案書類の無効

次のいずれかに該当するプロポーザル提案は無効とする。

- ・参加資格がない者が提出したプロポーザル提案
- ・応募者の代表企業以外の者が提出したプロポーザル提案
- ・参加表明書等その他一切の提出書類に虚偽の記載をした者が提出したプロポーザル提案
- ・記名及び押印のないプロポーザル提案
- ・誤字、脱字等により意思表示が不明確なプロポーザル提案
- ・応募者が2つ以上の提案書類を提出した場合
- ・本プロポーザルに際して談合等の不正行為があった場合
- ・所定の日時まで所定の場所に到着しなかったプロポーザル提案

(ケ) 本プロポーザルの中止等

天災地変等やむを得ない理由により、本プロポーザルの執行ができないときは、これを延期し、または中止する場合がある。

プロポーザル参加者の談合の疑い、不正不穏行動等により本プロポーザルを公正に執行で

きないと認められるときは、本プロポーザルの執行を延期し、または中止する場合がある。

また、優先交渉権者選定前までに指名停止や参加辞退者発生等のため、参加者数が1者以下となった場合は、競争が成立しないため本プロポーザルの執行を延期する場合がある。

なお、上記中止等の場合において、提案書類の作成等のために応募者がその時点までに費やした費用は、全て応募者の負担とする。

## 6 優先交渉権者及び次点交渉権者の決定方法等

### (1) 事業者選定委員会の設置

市は、優先交渉権者の選定にあたり、客観的な評価を行うために、学識経験等を有する者からなる事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。選定委員会の委員は、表 6.1 のとおりである。

選定委員会では、優先交渉権者選定基準の検討や提案書等の審査及び評価等を行う。

表 6.1 委員会の委員（敬称略）

区分	氏名	所属・役職
委員長	朝位 孝二	山口大学 大学院創成科学研究科 大学院担当教授
副委員長	今村 政裕	一般財団法人山口県建設技術センター 理事長
委員	山本 浩一	山口大学 大学院創成科学研究科 大学院担当教授
委員	段下 剛志	徳山工業高等専門学校 土木建築工学科 准教授
委員	村上 守	宇部市土木建設部長

なお、本事業に応募しようとする者やそれと同一と判断される団体等が委員に対して、問合せや働きかけを行った場合は、当該応募者は失格とする。

### (2) 審査方法

審査は、資格審査及び提案内容の審査を行う。市は、選定委員会の審査及び評価を踏まえ、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。なお、具体的な審査方法は優先交渉権者選定基準に示す。

### (3) 競争的対話の実施

本事業の選定過程において、最終的な提案書の提出前に、応募者と提案内容についての調整及び確認・交渉を行うため、競争的対話を実施する。実施にあたっては、参加資格確認の通知と合わせて、参加資格を有する応募者の代表企業に競争的対話通知書を送付し、実施スケジュールを通知する。競争的対話に際して、応募者は技術提案に影響する要求水準書の要件等を確認すること。競争的対話の結果は、期間終了後、終了宣言として公表する。なお、競争的対話によって、応募者を絞り込むことはしない。

### (4) 提案書の提出

競争的対話の終了後、応募者は、審査の対象となる提案書を提出する。なお、競争的対話に参加した応募者だけが提案書を提出できる。

### (5) 審査結果の公表

市は、審査の結果及び評価の内容について、優先交渉権者の選定後速やかに市のホームペ

ージへの掲載その他適宜の方法により公表する。

#### (6) 優先交渉権者及び特定事業の選定の取消し

事業者の募集、審査及び選定の一連の手続きにおいて、応募者がいない、又はいずれの応募者も市の財政負担削減の達成が見込めない等の理由により、市が本事業を実施することが適当でないと判断した場合は、優先交渉権者を選定せず、本事業に係る特定事業の選定を取り消すことがある。この場合、市は、その旨を市のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

### 7 優先交渉権者選定後の手続き

#### (1) 建設工事請負契約の締結

優先交渉権者は、市と速やかに建設工事請負契約を締結しなければならない。優先交渉権者と速やかに建設工事請負契約が締結されない場合、又は建設工事請負契約の締結に至らないことが明らかとなった場合には、市は審査で決定された順位に従って、次点交渉権者を優先交渉権者として、改めて建設工事請負契約の締結以降の手続を行うことができる。

市は、優先交渉権者と建設工事請負契約書（案）の内容に従い、本事業の対象施設の設計・建設及び撤去設計・工事に関する請負契約を締結する。なお、建設等 J V の施工方式は、甲型 J V とする。

## 第4 その他事業の実施に関し必要な事項

### 1 事業の継続が困難となった場合の措置

本事業において、事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

#### (1) 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

① 事業者の提供するサービスが要求水準書に示す要求水準を達成していないことが判明した場合、その他建設工事請負契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合は、市は事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善計画の提出及び実施を求めることができるものとする。また、事業者が当該期間内に改善することができなかった場合は、市は建設工事請負契約を解除することができるものとする。

② 事業者の財務状況が著しく悪化した場合等、その結果により、建設工事請負契約に基づく本事業の継続的履行が困難と認められる場合は、市は建設工事請負契約を解除することができるものとする。

③ ①及び②の規定により市が建設工事請負契約を解除した場合は、建設工事請負契約に定めるところに従い、市は事業者に対して、違約金及び損害賠償の請求等を行うことができるものとする。

#### (2) 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

① 市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により本事業の継続が困難となった場合は、事業者は建設工事請負契約を解除できるものとする。

② ①の規定により事業者が建設工事請負契約を解除した場合は、建設工事請負契約に定めるところに従い、事業者は市に対して、損害賠償の請求等を行うことができるものとする。

(2) いずれの責めにも帰さない事由により本事業の継続が困難となった場合

- ① 不可抗力その他、市または事業者の責めに帰することのできない事由により事業の継続が困難となった場合、市及び事業者双方は事業継続の可否について協議するものとする。
- ② 一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手に事前に書面によりその旨通知することにより、市及び事業者は契約を解除することができるものとする。
- ③ 上記②の規定により市又は事業者が、建設工事請負契約を解除した場合の措置は、建設工事請負契約に定めるところに従うものとする。

## 2 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、宇部市公式ウェブサイト等を通じて適宜行う。ただし、各応募者からの公募条件に直接関係するような個別の問い合わせには回答しない。

【本事業の担当部署】 宇部市土木建設部 下水道経営課

【住所】 〒755-0027 山口県宇部市港町一丁目 11 番 30 号

【TEL】 0836-21-2191

【E-mail】 [suisui@city.ube.yamaguchi.jp](mailto:suisui@city.ube.yamaguchi.jp)

【URL】 <https://www.city.ube.yamaguchi.jp>